

一般社団法人日本メンズ美容協会会員規約

第1章 総則

第1条（会員組織）

一般社団法人日本メンズ美容協会（以下「協会」という）は、会員を募り、会員組織を構成する。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、協会に会員として入会したものが、協会の会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

第3条（入会）

次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、協会の会員となり、協会との会員契約（以下「本会員契約」という）が成立したものとみなす。

- （1）本規約内容に同意していること。
- （2）協会所定の申込み方法により会員としての申込みをし、協会の承認を得ていること。

第4条（入会不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、協会は入会を承認しない場合がある。

- （1）入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- （2）過去に協会から会員資格を取り消されたことがある場合
- （3）その他協会が会員契約を締結することが不適當な事由があると判断した場合
- （4）法令又は公序良俗に反する行為を行う者。
- （5）法令又は公序良俗に反する団体と関係がある、若しくは反社会的勢力の団体と関係がある場合。
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者。

第5条（有効期限）

- 1 本会員契約の有効期間は、会員になった日の翌日から起算して最初に訪れる3月31日まで（以下「初年度」という）とし、更新をすることができる。更新後の有効期間は4月1日から3月31日までとし、その後も同様とする。
- 2 会員が、次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、本会員契約は更新されたものとし、会員は会員資格の付与を受け続けるものとする。
 - （1）第4条各号に該当しないこと
 - （2）翌年度の年会費を支払っていること。
 - （3）協会より契約を更新しない旨の通知を受けていないこと。
 - （4）本規約に違反していないこと。
 - （5）次項の異議を述べていないこと。
- 3 協会は、本規約の変更の日より2箇月前までに通知することによって、本規約の内容を変更することができる。但し、会員は、協会が通知した日から2週間以内に異議を出した場合、本規約を解約できるものとする。
- 4 前項の場合の他、更新後の契約内容は更新前と同一とする。

第6条（入会金および会費）

- 1 会員は本条に定めるところに従い、入会金および月会費を支払わなければならない。
- 2 入会金および月会費は協会が定める支払期日までに支払い、協会が指定する方法により支払

うものとする。

第7条(会費等の払戻)

会員が既に納入した入会金および月会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第8条(変更の届出)

- 1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅延なくその旨及び変更後の事項を協会に対して通知するものとする。
- 2 協会は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負わないものとする。

第9条(会員の資格承継)

- 1 会員が退会または死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。
- 2 会員は、会員の地位の第三者へ譲渡、承継、移転、担保設定その他の処分は一切できないものとする。

第10条(退会)

会員は、退会をしようとする時は、その退会希望の月の前月末日もしくは協会指定の期日までに、協会事務局に連絡もしくは協会所定の方法により退会の通知をすることとする。但し、未払いの月会費がある場合は、会員は未払い分の支払いを清算した後に退会できるものとする。

第11条(会員資格の取り消し)

協会は会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、会員たる資格を一時的に停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 本規約第4条各号に該当する場合
- (2) 本規約の条項に反した場合
- (3) 協会の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと、協会が認めた場合
- (4) 本規約及び本規約以外において協会との間で合意をした約定その他の事項に違反をした場合
- (5) 本規約に基づき協会が別で定める規定その他の事項に違反をした場合
- (6) その他、協会が会員として不適格と認める相当な事由が発生した場合

第3章 その他

第12条(知的財産権)

- 1 協会の活動によって生じる著作権、特許権、商標権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、全て協会に帰属し、本規約は、協会が会員に対し、知的財産権の使用許諾を意味しない。
- 2 会員は、協会又は知的財産権を有する第三者から利用・使用を許諾されている場合、または、法令により権利者からの許諾なく利用若しくは使用することを許容されている場合を除き、協会から提供されるサービスの内容について複製、編集、改変、掲載、転載、公衆送信、配布、販売、提供、翻訳・翻案その他あらゆる利用又は使用を行ってはならない。
- 3 会員が、前各項に反する行為によって被った損害については、協会は一切の責任を負わない。また、会員がこれらの行為によって利益を得た場合、協会はその利益相当額を請求できる権利を有する。

第13条(秘密保持)

- 1 会員は、本会員契約の有効期間中並びに本会員契約の期間終了後、協会によって開示された

協会の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、協会の書面による承諾がない限り、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはならない。

- 2 会員は、協会から開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の者（以下本条において「従業員等」という）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとする。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負う。
- 3 協会は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに会員又は会員の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができる。

第14条(個人情報)

協会は、協会の活動によって取得する個人情報について、協会の定める「個人情報保護方針」に従い適切に取り扱うものとし、ます。

第15条(免責及び損害賠償)

- 1 会員は、協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は、第三者が損害を被った場合であっても、協会は一切責任を負わないものとする。
- 2 協会が会員に対し何らかの理由により責任を負う場合であっても、協会は、会員の損害につき過去12か月間会員が協会に対し支払った金額を超えて賠償する責任を負わない。また、協会は、間接損害、特別損害、逸失利益にかかる損害及び将来の損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- 3 会員が退会又は会員資格の取り消し等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
- 4 会員は故意又は重過失により協会に損害を与えた場合、その賠償をする義務を負う。
- 5 協会は、会員間または会員と第三者の取引、連絡及び紛争等については一切責任を負わない。

第16条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本会員契約の効力は影響を受けないものとする。

第17条(準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本規約の準拠法は日本法とする。
- 2 本規約に禁止、又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所をその管轄裁判所とする。

第18条(協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

【2017年8月9日制定】

【2019年4月11日改訂】

以上